

第1 環境保全の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

環境問題は、大気・土壌・騒音・振動・光害といった地域の生活環境に係る公害問題から地球温暖化等の問題に至るまで複雑で多様化しています。

市では、環境測定データなどの環境に関する情報提供の他、公共施設のエネルギー対策を行ってきました。また、持続可能な社会をめざし、環境基金を活用した省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の普及拡大や公共施設のスーパーエコ庁舎推進事業の実施に取り組むとともに、ISO14001(注1)や簡易版や学校版環境マネジメントシステムの推進、環境学習等の取り組みを行ってきました。

今後も、環境保全活動事業や市民・団体・事業者と協働した環境保全の啓発など、地球環境に配慮した施策の展開が必要となっています。

(注1) ISO14001：環境マネジメントに関する国際規格。組織が自らの活動の環境負荷低減に、継続して取り組むことを規定しています。

● 施策の方向

持続可能な社会の形成に向け、省エネルギー対策や水素等の次世代エネルギーの利用拡大など環境に配慮した「サステナブル都市」の方向性を検討し、施策を推進していきます。「環境基本計画2022」や「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の施策を市民・団体・事業者と協働して実施していきます。また、市民の環境への意識や行動を高める取り組み、エネルギーコスト・マネジメント(注2)の視点を含む公共施設の創・蓄・省エネルギー対策などの施策を展開していきます。

公害防止については、市民の健康、安全かつ快適な生活環境の確保に向けて、公害の各種発生源対策を強化するとともに、監視測定、指導体制等を一層整備していきます。また、市独自の空間放射線量の測定や給食食材等の放射性物質の検査等を継続して実施し、市民への情報提供を行います。

(注2) エネルギーコスト・マネジメント：電気やガスといったエネルギーの使用量測定・分析を踏まえ、機器・設備等の運転管理・改善によってエネルギー利用の効率性を向上させ、コスト削減を進める仕組みです

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
三鷹市公共施設の温室効果ガス総排出量 (t-CO ₂)	24,582	10,249	8,363	減少

公共施設における温室効果ガスの削減を示す指標です。公共施設に省エネルギー・新エネルギー等の導入を進め、温室効果ガス総排出量を削減し、地球温暖化防止に率先して取り組みます。

※平成24年度末で環境センターが稼働停止したため、平成25年度以降大幅に削減されました。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
新エネルギー（再生可能エネルギー）導入助成による最大出力（発電量）の累積値	917kW	2,860kW	4,117kW	5,717kW

新エネルギー導入による環境負荷の低減を示す指標です。数値は、平成16年度以降の太陽光発電や燃料電池コージェネレーション等の新エネルギーによる最大出力量の累積値です。環境にやさしい新エネルギーの普及を進めます。

III 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地球温暖化の防止のためライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギー等環境配慮型の生活に努めます。
- 市民は、周辺環境に配慮しマナーやモラルの向上に努めます。
- 市民は、環境への負荷軽減の必要性を理解し、サステナブル都市の実現に向けた施策に参画します。
- 事業者は、法令を遵守し、近隣騒音等の生活環境への配慮、環境負荷を低減します。また、環境に資する活動に取り組みます。
- 「みたか環境活動推進会議」は、情報発信や環境講座の開催などニーズに合った事業を実施し、市民の環境への意識や行動を高めるような取り組みを行います。

● 市の役割

- 市は、環境に関する情報の提供、環境教育・環境学習の場を提供します。
- 市は、環境基金を活用した事業の充実を図ります。
- 市は、公害発生の原因となる物質の排出を抑制する各種発生源対策を強化するとともに、公害の監視測定や指導体制等をより一層整備します。
- 市は、サステナブル都市の実現に向けた施策を展開します。
- 市は、年間の使用エネルギー量の集計を行い、エネルギー使用量の削減に努めます。

IV 施策・主な事業の体系

1 計画等の改定と推進

● 主要 主要事業 ● 推進 推進事業

(1)	「環境基本計画2022」の改定と推進	● 主要	①「環境基本計画2022」の改定と推進
			②みたか環境活動推進会議の運営
(2)	「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の推進	● 主要	①「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の推進

第V編

第4部

第1 環境保全の推進

2 サステナブル都市への転換に向けた環境施策の推進

(1)	サステナブル都市研究と施策の推進	主要	①サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進
		主要	②サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
		主要	③市民、事業者と協働で取り組む民有地の緑化の推進 ▶「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照
		推進	④環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進
(2)	エネルギー施策の推進	推進	①新エネルギー（再生可能エネルギー）設備等導入の推進
		推進	②省エネルギー活動を推進する人財の育成
		推進	③公共交通機関へのクリーンエネルギー自動車の導入 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
			④高効率給湯器の導入の促進
			⑤電気自動車（EV）等次世代交通の普及に向けた研究 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
(3)	循環型まちづくりの推進	推進	①リサイクルの推進 ▶「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
		推進	②緑と水の保全 ▶「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照
			③市民活動団体等との協働による環境保全活動の検討・推進

3 環境学習・啓発の推進

(1)	環境学習の推進	推進	①環境学習機会の提供
			②三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進
(2)	普及・啓発活動の推進	推進	①環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

4 環境政策の率先行動の展開

(1)	資源エネルギーの有効利用の推進	主要	①公共施設の省エネルギー対策の推進
		主要	②「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進
		主要	③街路灯のLED化による省エネルギーの推進 ▶「第3部-第1 安全で快適な道路の整備」参照
			④過剰包装・使い捨て商品の抑制 ▶「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
			⑤カーシェアリング等の普及浸透による自家用車総量抑制に向けた取り組みの検討 ▶「第3部-第5 都市交通環境の整備」参照
			⑥雨水利用の促進
(2)	環境管理・監査の導入	推進	①環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進
			②環境会計の導入の検討
(3)	公共施設の環境対策の徹底	推進	①PCB（注3）廃棄物の保管・管理の徹底及び処理
			②アスベスト対策の徹底
(4)	環境に配慮した建設事業の推進		①再生資材等の活用の促進
			②建設廃棄物の抑制及び再利用

5 環境の調査・監視の充実

(1) 情報提供・啓発の推進	推進	①環境に関する情報提供の充実
		②光化学スモッグ情報の適切な提供
		③公害防止に向けた啓発の推進
(2) 発生源対策の強化		①自動車公害対策の推進
		②事業所の公害防止指導
		③アスベスト飛散防止対策
		④公害防止のための設備改善の支援
(3) 監視機能の強化		①大気汚染物質の連続測定や定期測定の実施
		②市内河川の定期的水質調査の実施
		③土壌汚染調査の充実
	推進	④空間放射線量等への対応

6 推進体制の整備

(1) 組織体制の強化		①環境施策推進会議による推進
		②市民・事業者・NPO等との連携の強化
		③関係機関・大学との連携の強化
		④広域的な連携の強化
		⑤国・東京都への要請

(注3) PCB(ポリ塩化ビフェニル):水に極めて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。その毒性が社会問題化したことから、昭和47年以降、製造されていません。

V 主要事業

1-(1)-① 「環境基本計画2022」の改定と推進

「環境基本計画2022」の改定を行います。改定に当たっては、「環境基本条例」による、生活環境、文化的環境、自然環境、地球環境の4つの基本施策に基づき、平成26年度までの課題や成果を検証するとともに、将来像を見据え、「環境基本計画2022」に掲げた環境目標や達成指標の見直しを行い、環境負荷の少ない持続可能な社会をめざします。

また、計画の改定及び施策の推進においては、「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」「ごみ処理総合計画2022」「緑と水の基本計画2022」「土地利用総合計画2022」「景観づくり計画2022」等の個別計画と整合・連携を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「環境基本計画2022」の改定と推進	改定、推進	推進	改定	推進	→		

1-(2)-① 「地球温暖化対策実行計画(第3期計画)」の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務事業から排出する温室効果ガスの抑制(事務事業編)及び市内の産業部門、民生部門等からの排出抑制(区域施策編)を目標とした実行計画を推進し、削減目標の達成に向け各対象の特徴を踏まえた実行性のある取り組みを進め、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「地球温暖化対策実行計画（第3期計画）」の推進	推進	推進	推進				31年第4期計画策定推進

2-(1)-① サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進

庁内プロジェクト・チームにより、市独自のサステナブル都市の視点として、「環境保全」「緑・農地の保全」「経済発展」「社会・文化」「交通・エネルギー」の5つの視点を包含する施策を検討します。

また、「サステナブル都市」の実現に向け、低炭素社会をめざした環境配慮型都市を創造するため、環境基金を活用したエコ住宅の建設誘導の推進や緑化の推進、循環型社会の構築の他、省エネルギーと再生可能エネルギーの利用拡大によるエネルギー対策、快適な歩行・自転車走行空間の整備などの交通対策を進め、持続可能な施策を検討・推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
サステナブル都市実現に向けた研究と環境に配慮した施策の推進	推進	推進	推進				

4-(1)-① 公共施設の省エネルギー対策の推進

4-(1)-② 「エネルギーコスト・マネジメント」の研究・推進

公共施設の維持管理や新たな施設の建設に際し、環境への配慮及びエネルギーの有効活用を図り公共施設の管理適正化を進めます。行政自ら効果的なエネルギー利用を率先して行うことによって、環境への負荷の少ないまちづくりを推進します。また、国（環境省）の予算を資源とした、東京都の再生可能エネルギー等導入推進基金事業補助金を活用して、再生可能エネルギーや蓄電池を地域の避難所となる小・中学校で設置可能な2校について、太陽光発電設備等を設置し、災害時に強く低炭素なまちづくりを進めます。

公共施設の建設・改修時におけるライフサイクルコストの低減を図るため、光熱水費縮減等による二酸化炭素排出抑制へとつなげる「エネルギーコスト・マネジメント」を研究し、新たなマネジメントサイクルや効果的な省エネルギー活動を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
公共施設の省エネルギー対策の推進	推進	実施	推進				

VI 推進事業

2-(1)-④ 環境配慮型都市「スマートコミュニティ」の研究・推進

三鷹まちづくり総合研究所「サステナブル都市三鷹研究会」の報告を踏まえて、創エネ・蓄エネによる低炭素化エネルギーマネジメントや三鷹駅前再開発、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ整備事業、東京外かく環状道路整備事業の周辺地区をモデル事業とする環境に配慮したまちづくりを研究します。

2-(2)-① 新エネルギー（再生可能エネルギー）設備等導入の推進

地域から地球環境を保全する取り組みを進めるため、市民が石油代替エネルギーとして太陽光発電、太陽熱利用システム、風力発電等の新エネルギー設備や高効率給湯器等の省エネルギー設備を導入する際に、経済性の面から普及が十分でないものについて環境基金を活用して助成支援を行い、市全体のエネルギー消費の削減、地球環境への負荷軽減を図ります。

2-(2)-② 省エネルギー活動を推進する人財の育成

地球温暖化対策としての省エネルギー活動等の普及のため、省エネルギー活動に興味のある市民を対象に、市が実施する講習会を受講し、省エネルギーのノウハウを習得した市民が家庭や地域において、市と協働して普及啓発活動を行う人財を育成します。

3-(1)-① 環境学習機会の提供

「みたか環境活動推進会議」との協働により、市民のニーズや環境意識の高揚、将来を担う子どもたちへの環境教育につながる情報発信や講座等を実施します。また、環境活動を体系的に学習できる講座の開設や、さまざまな学習メニューの提供を行うとともに、イベントやフィールドワークによる体験学習の機会を提供します。

3-(2)-① 環境基金を活用した環境活動の普及・啓発活動の推進

環境基金を活用し、市民、NPO、事業者等が行う高環境の創出をめざして行う先導的な環境活動に対して顕彰を行う他、NPOなどが実施する環境活動事業への助成や環境ポスター、標語などの募集を行って優秀な作品の顕彰を行うなど、環境活動の支援と啓発を行います。また、環境基金を活用した、新たな支援策を環境基金活用委員会において審議・検討を行います。

4-(2)-① 環境マネジメントシステムの運用による環境改善の推進

環境に配慮したまちづくりを進めるために、市庁舎等のISO14001認証は更新審査・定期審査を受審し、継続的改善を行っていきます。平成27年度9月に国際規格の改正が行われたことから、「JIS Q 14001:2015」に対応し、マニュアル等の改定を行います。

また、市の公設公営施設で導入している簡易版環境マネジメントシステムも3年ごとの認定審査を行い、着実な運用を進めます。さらに、教育委員会を中心として、全市立小・中学校での学校版環境マネジメントシステムの着実な運用を行い、継続的な改善を進めます。

4-(3)-① PCB(注3)廃棄物の保管・管理の徹底及び処理

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、各公共施設で保管・管理してきたPCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ、安定器等）について、東京都が「東京都ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に定める処理計画期間（平成36年3月31日）までに適正な処理を行います。

5-(1)-① 環境に関する情報提供の充実

環境に関する報告書の発行及びホームページ等を利用し、大気、水質、土壌汚染等の環境測定データによる公害発生の状況を情報提供します。さらに、環境学習等のイベントを通じて地球環境の保全意識の啓発や公害防止に関する情報提供の充実を図ります。

5-(3)-④ 空間放射線量等への対応

原発事故による放射線については、市民の安全確保や情報提供等についての対応を国、東京都へ適宜要請するとともに、市独自に市民が利用する公共施設の空間放射線量の測定や市立保育園、市立小・中学校の給食食材等の放射性物質の検査等を継続して実施し、市民への情報提供を行います。また、空間放射線量等の測定結果に基づき、状況に応じた対策を講じます。

VII 関連個別計画

- 環境基本計画2022（第1次改定）
- 地球温暖化対策実行計画（第3期計画）
- ごみ処理総合計画2022

第2 資源循環型ごみ処理の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

市では、これまで新たな分別収集の実施、事業系ごみ・家庭系ごみの有料化などの施策により、ごみの発生抑制・排出抑制、リサイクルの推進に取り組み、ごみの減量・資源化を進めてきました。

また、東京たま広域資源循環組合では、平成18年度から焼却灰の資材化（エコセメント化）（注1）を行い、ふじみ衛生組合では、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルを行うとともに埋立処分対象物も積極的に資源化を図り、最終処分場の長寿命化に努めています。

ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」は、施設整備基本計画や実施計画の策定及び環境影響評価作業などの所定の手続きを経て、平成25年4月より稼働しました。施設の適切な運営を行い安全で効率的な運転を行っています。

今後も、これまでのごみの減量・資源化施策の効果を持続していきながら、ごみの発生抑制に努めていく必要があります。

（注1）エコセメント：ごみの焼却処理後の焼却灰を原料として製造されたセメントのことです。

● 施策の方向

ごみ処理の推進には、資源をできる限り有効に利用し、廃棄物となることを抑制し、廃棄物はできるだけ再利用し、どうしても利用できないものは適正処分することで、「生産」、「消費」そして「廃棄」の過程において、環境への負荷を少なくすることが求められています。

これまでの取り組みから、ごみの減量・資源化施策を徹底し、ごみの発生抑制を進めるため、市民・事業者・市がともに取り組み、引き続き、分別排出の重要性を啓発しながら、資源物の量や質の向上を図り、更なるごみの減量・資源化に取り組めます。

また、まちの美観を維持し、快適な生活環境を保っていくため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、市民との協働による啓発活動、他のパトロール業務との連携により、身近なところからまちの美化を推進します。

「クリーンプラザふじみ」については、その発電機能を十分に活かし、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ等で積極的活用を図ります。

不燃物処理資源化施設（ふじみ衛生組合リサイクルセンター）については、設備等更新計画を策定し、施設の改修・更新を検討していきます。

また、閉鎖管理している環境センターについて、安全な解体とその後の跡地利用について、検討していきます。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
一人一日あたりのごみ総排出量	743g	737g	725g	725g

ごみの減量化に関する指標です。ごみの発生・排出抑制により、排出されるごみの減量をめざします。総排出量とは、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみと分別収集や集団回収によって集められる資源物を合わせた総ての排出物の総量です。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
最終処分場に埋め立てる ごみの量	0m ³	0m ³	0m ³	0m ³

最終処分場の負荷軽減をめざす指標です。ごみの減量・資源化を推進するとともに、焼却灰の資源化、フロンプラザふじみでの不燃物残さの熱回収などを行うことで、ごみの埋め立てゼロを維持します。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、ごみの減量・資源化施策に協力し、ごみの分別の徹底や生ごみの水きりなど生活者として協力できること、無理なく毎日続けられることを基本に4R（リデュース=ごみの発生抑制、リユース=資源の再利用、リサイクル=再資源化、リフューズ=不要なものは断る）を意識したライフスタイルの実践に努めます。
- 事業者は、地域活動の主体としての意識を持ち、生産・流通・販売の各工程においてごみとなるものの発生を抑制し、環境に配慮した事業活動に努めます。

● 市の役割

- 市は、循環型社会の形成に向け、適正なごみの処理を行うとともに、ごみの減量・資源化施策を徹底します。
- 市は、ごみの発生抑制推進のため、市民・事業者が協働で取り組む活動をコーディネートし、支援します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画の改定と推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1)	「ごみ処理総合計画2022」の策定と推進	主要	①「ごみ処理総合計画2022」の策定と推進
		推進	②災害廃棄物対策マニュアルの策定

2 ごみの発生・排出抑制

(1)	発生・排出抑制施策の拡充	主要	①ごみの発生抑制の取り組み
		推進	②拡大生産者責任の明確化
			③過剰包装・使い捨て商品の抑制
			④食品ロス対策等、有機性廃棄物の資源化の検討
			⑤事業系ごみの減量・資源化の推進

3 啓発活動の推進

(1)	啓発活動の展開		①啓発活動の効果的な展開
			②ごみ減量等推進員・地域住民との連携の強化
			③情報提供の充実
			④市民活動の支援
(2)	環境学習等の推進		①関係機関・団体等との連携による学習活動の充実
			②社会科見学の実施による環境学習の実施

4 リサイクルの推進

(1)	リユース施策の拡充		①リユース推進事業の支援
			②リサイクル市民工房の充実
(2)	リサイクル施策の拡充	推進	①資源物収集への取り組みの推進
			②集団回収の推進
			③小型家電リサイクルの推進

5 収集・運搬体制の整備

(1)	収集・運搬体制の整備	推進	①ごみ出しルール徹底の取り組み
		推進	②ふれあいサポートの充実

6 中間処理の推進

(1)	「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営	主要	①「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営
		主要	②ごみを焼却した際に発生する熱を利用したエネルギー回収の推進
(2)	リサイクルセンターの整備・充実	主要	①ふじみ衛生組合リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討
			②ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進

7 最終処分場の負荷軽減

(1)	最終処分場の長寿命化		①焼却灰のエコセメント化の推進
			②ごみの減量・資源化の推進

8 生活環境の維持とまち美化の推進

(1)	生活環境の維持とまち美化の推進	主要	①衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討
		推進	②まち美化の推進

9 推進体制の整備

(1)	推進体制の強化		①市民・関係団体・事業者等との連携
			②広域的な連携強化

10 環境センターの安全な解体と跡地利用

(1)	環境センターの安全な解体と跡地利用	主要	①環境センターの安全な解体と跡地利用の検討 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
-----	-------------------	-----------	--

V 主要事業

1-(1)-① 「ごみ処理総合計画2022」の策定と推進

「ごみ処理総合計画2015」(改定)の計画年次が平成27年度で終了するため、その後のごみ処理計画「ごみ処理総合計画2022」を策定し、更なるごみ減量施策を推進します。

持続可能な循環型社会を形成するため、基本となる4R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ)の考え方を踏まえ、循環資源のリユースやリサイクル、拡大生産者責任の明確化及びごみ処理の効率化等を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「ごみ処理総合計画2022」の策定と推進	策定、推進	前計画の推進	策定	推進	→		→

2-(1)-① ごみの発生抑制の取り組み

平成21年度、家庭系ごみの有料化、ビン・缶類の戸別回収などを行い、ごみの減量・資源化が一定の効果をあげています。

更なるごみの減量・資源化を進めるため、拡大生産者責任の明確化、過剰包装・使い捨て商品の抑制、レジ袋削減、食品ロス対策、事業系ごみの減量資源化等、施策の推進・取り組みが必要です。

また、ゴミゼロキャンペーン等の各種機会をとらえて、ごみの減量・発生抑制に取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
発生抑制の取り組み	推進	実施	推進	→		→	

6-(1)-① 「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営

平成25年4月より稼働した、ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」に搬入される可燃ごみの中に、不適格物(水銀等)が入らないように、ふじみ衛生組合と協力し搬入物検査や搬入事業者の指導を行い、安定的な運営に取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期(31~34)
			27	28	29	30	
「クリーンプラザふじみ」の安定的な運営	推進	実施	推進	→		→	

6-(1)-② ごみを焼却した際に発生する熱を利用したエネルギー回収の推進

平成25年4月より稼働した、ふじみ衛生組合の可燃ごみ処理施設「クリーンプラザふじみ」のごみを焼却した際に発生する熱を利用した発電をし、エネルギー回収を行います。その回収したエネルギーの一部は、ふじみ衛生組合で使用するエネルギーをまかなう他、三鷹中央防災公園・元気創造プラザで使用するエネルギーに活用します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
ごみを焼却した際に発生する熱を利用したエネルギー回収の推進	三鷹中央防災公園・元気創造プラザへの電力供給		発電	→	電力供給	→	

6-(2)-① ふじみ衛生組合リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

リサイクルセンターの安全で安定的な稼働を維持するため、老朽化が進む施設について設備等更新計画に基づき必要な施設設備の改修を行うとともに、ふじみ衛生組合及び調布市と協議を行いながら、長期的な計画を検討します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
ふじみ衛生組合リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討 (一部事務組合事業)	ふじみ衛生組合リサイクルセンターの安定稼働	検討	検討	→			更新工事

8-(1)-① 衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討

衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援（いわゆる「ごみ屋敷」対策）が近年求められています。ごみを除去するだけでなく、再発防止を視野に入れた居住者への支援が必要です。庁内プロジェクト・チームの中で、条例化も含め総合的な検討を行います。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中 期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討	衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策の実施	検討	検討	→	施策の推進	→	

VI 推進事業

1-(1)-② 災害廃棄物対策マニュアルの策定

東日本大震災の教訓より、災害時大量に発生するいわゆる「災害がれき」を処理するためのマニュアルの策定が求められています。「三鷹市地域防災計画」との整合性を図りながら、災害がれきの置き場、搬出方法、中間処理等のマニュアルを策定します。

2-(1)-② 拡大生産者責任の明確化

ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を負うという「拡大生産者責任」を求め、過剰包装や使い捨て商品の生産・販売の抑制、リターナブル容器や詰め替え製品の普及、排出された後も、生産者が引き取り、リサイクルすることなどを要請します。

4-(2)-① 資源物収集への取り組みの推進

特にプラスチック類については、容器包装リサイクル法による資源化をさらに推進するとともに、資源化できないプラスチックについては、熱エネルギーの積極的な有効利用を図るため、クリーンプラザふじみで熱回収を行います。

5-(1)-① ごみ出しルール徹底の取り組み

収集日や分別ルールが徹底されない地域、住民に対して直接排出指導を行い、市民、事業者理解と協力を求め、ごみ出しルールの向上をめざします。

5-(1)-② ふれあいサポートの充実

ごみ出しのサポートの必要な方への支援として「ふれあいサポート」を引き続き推進します。必要に応じ、高齢者の見守りサービスを行い、地域のコミュニティ創生を支援します。

8-(1)-② まち美化の推進

市民の快適な生活環境のため、引き続き、まちの美化に対する取り組みを推進します。ごみ減量等推進員とともに、たばこのポイ捨てや不法投棄防止の啓発に努め、マナーやモラルの向上を図ります。三鷹市環境指導員（まち美化パトロール）による、不法投棄の調査や撤去、ごみの出し方に関する指導などを推進し、さらに道路パトロール・公園パトロールと連携を強化することで、更なるまちの美化を推進します。また、市民の日常的清掃活動や市とのパートナーシップによるみちパートナーや公園ボランティアの活動も支援していきます。

VII 関連個別計画

- ごみ処理総合計画 2022
- 環境基本計画 2022（第1次改定）
- 地球温暖化対策実行計画（第3期計画）



クリーンプラザふじみ

第3 水循環の促進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

下水道については、昭和48年に全国の都市に先駆けて100%の下水道整備を達成しましたが、近年、全国各地で発生している大規模地震や局所的な集中豪雨による浸水被害、環境保全型社会への転換など、下水道事業の新たな課題への対応が求められています。災害に強い下水道をめざし、平成17年9月の集中豪雨による被害等を踏まえ浸水被害が多く発生した地区を中心に都市型水害対策に取り組むとともに、防災拠点周辺の下水道施設の耐震化を推進してきました。さらに、環境改善対策として雨水浸透施設等の設置を推進するなど、雨天時における河川への汚濁負荷を削減し、水環境の向上を図っています。

下水道整備に着手した昭和34年から50年以上が経過する下水道施設を計画的に改築・更新するとともに、費用対効果や水質向上等の観点からも、三鷹市の単独処理区である東部処理区の東京都流域下水道への編入を推進し、安定した下水道経営と下水道サービスの提供を維持していくことが課題です。

上水道については、水資源の安定的な確保と渇水時等における安定供給に加え、市民サービスの維持・向上を図るため、東京都からの受託水道事業として配水管の耐震化や効率的な配水管網の整備などに取り組んできました。事務委託方式は、平成23年度末にすべて解消されて、市民サービスの低下を招くことなく東京都水道局へ円滑な移行が図られます。

した。今後は災害時の応急給水等について、「多摩水道連絡会」を通して東京都水道局と連携し、適切に対応できる実施体制の強化が必要とされています。

● 施策の方向

平成26年度に策定した「下水道経営計画2022」に基づいた計画的かつ効率的な事業運営、健全な下水道経営によるサービスの充実に努めるとともに、総務省から要請のあった下水道事業の公営企業会計への法適用化に向け、取り組んでいきます。

引き続き災害に強い下水道をめざし、「下水道再生計画」に基づき、老朽化した下水道施設の長寿命化及び耐震化を推進し、安定した下水道機能の確保と耐震性の向上を図るとともに、河川や下水道への雨水の流出を抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図り、近年多発する都市型水害にも対応します。

また、平成21年度7月に東京都が策定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に基づく野川水再生センターの事業化スケジュール等の策定について、関係機関と協議を進めます。

東京都水道局と連携して、災害時の飲料水を確保するため応急給水体制の充実を図り、震災に強い体制づくりを進めます。

水害対策については、水路の改修工事に取り組むとともに、東京都が管理する河川についても、早期に改修するよう、引き続き東京都に要請してまいります。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
防災拠点周辺の下水道施設耐震化数	10施設	30施設	40施設	48施設

「地域防災計画」に位置付けられた学校等避難所となる防災拠点周辺の下水道施設の耐震化指標です。「下水道再生計画」に基づいて、地震対策事業に取り組めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期目標値 (平成30年度)	目標値 (平成34年度)
雨水浸透ますの設置数	51,537基	60,726基	68,500基	75,500基

雨水の地下浸透の促進を示す指標です。雨水浸透ますの設置により雨水の地下浸透の促進と下水道への流出抑制を図ります。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

● 市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民及び事業者は、浸水被害を軽減し、地下水の保全を図るため、敷地内に雨水浸透施設を設置し、雨水の地下への浸透と河川や下水道本管への雨水の流出抑制に努めます。
- 市民及び事業者は、節水に努め、下水道の汚濁負荷の抑制と下水処理に係る電力等の削減に貢献します。

● 市の役割

- 市は、ホームページ等を通して、雨水浸透施設の有効性や支援制度をPRし、雨水浸透施設の普及に努めます。
- 市は、中高層建築物や開発行為の指導要綱に基づき、雨水浸透施設の設置や下水道施設の耐震化等の指導を行います。
- 市は、工場や事業場等の事業者に対し、水質管理の指導を行い有害物質の下水道への流出を防止します。
- 市は、河川等の環境保全を図るため、下水道の水質検査、水質調査を実施します。
- 市は、東京都水道局と連携を図り、災害時等に備えた応急給水体制の整備に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

1 計画等の推進

主要 主要事業 推進 推進事業

(1) 「下水道経営計画2022」の推進	主要	①「下水道経営計画2022」の推進
(2) 「下水道再生計画」の推進	主要	①「下水道再生計画」の推進
(3) 地方公営企業法の適用	主要	①下水道事業への地方公営企業法の適用（公営企業会計への移行）

2 下水道施設等の整備

(1) 適正な維持管理と計画的な改築・更新	主要	①「下水道再生計画」の推進（長寿命化事業）
(2) 災害対策の推進	主要	①「下水道再生計画」の推進（地震対策事業）
	主要	②都市型水害対策の推進
	推進	③河川水害対策事業の要請
(3) 合流式下水道改善の推進	推進	①「合流式下水道改善計画」の推進
		②分流式下水道の推進

3 雨水の地下浸透の推進

(1)	雨水浸透施設の設置	主要	①雨水浸透ますの設置の推進
			②「道路雨水貯留浸透施設」の設置の推進
			③公共施設（建物・道路・公園等）における雨水浸透施設の設置の推進

4 「多摩川・荒川等流域別下水道整備計画」との整合化

(1)	市内処理区の再編成	主要	①東部処理区の流域下水道への編入の推進
-----	-----------	----	---------------------

5 下水処理の適正化

(1)	施設の適正な維持管理の推進		①東部水再生センター等の適正な維持管理
(2)	情報提供・啓発の推進		①環境に関する情報提供の充実 ▶「第4部-第1 環境保全の推進」参照

6 雨水利用の推進

(1)	雨水の有効利用		①環境配慮制度に基づく雨水利用設備の整備の誘導
			②公共施設における雨水利用の推進

7 都営水道事業との連携

(1)	都営水道事業の事務委託解消後の体制整備	推進	①「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化
			②非常時の応急給水体制の確立 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照

V 主要事業

1-(1)-① 「下水道経営計画2022」の推進

下水道事業の今後の事業計画、経営見通し等を明らかにし、中期的なビジョンを示した「下水道経営計画2022」を策定しました。この計画に基づき、安定した下水道経営と下水道サービスの提供、管理の適正化等、計画的な事業の推進と効果的・効率的な事業の推進を図ります。

策定にあたっては、東部処理区の流域下水道への編入、下水道再生計画等と整合を図りながら、健全な下水道経営の視点から調査・検討を行い、計画素案を「使用料等審議会」に報告し、パブリックコメントを実施することにより、市民等の意見を反映しました。今後は、計画の進捗状況等について、情報提供の充実を図り、安定した経営に取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「下水道経営計画2022」の推進	計画の推進	計画の策定	推進				

1-(2)-① 「下水道再生計画」の推進

長寿命化及び地震対策事業計画を統合した「下水道再生計画」を策定しました。今後は、本計画に基づき事業を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
「下水道再生計画」の推進	計画の推進	計画の策定	推進	→			

1-(3)-① 下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)

総務省から平成31年度までに取り組むよう要請のあった下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)について、取り組みを進めていきます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
下水道事業への地方公営企業法の適用(公営企業会計への移行)	法適用(公営企業会計への移行)に基づく事業実施		導入準備	固定資産調査 基礎調査	資産台帳整備 会計システム構築	→	移行完了 公営企業会計の適用

2-(1)-① 「下水道再生計画」の推進(長寿命化事業)

下水道整備着手から50年以上が経過し、下水道施設の老朽化による故障や機能の低下が懸念されます。そのため、計画的に施設の改築を実施する必要があることから、「下水道再生計画」に基づき、効果的・効率的に下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設の長寿命化事業を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
下水道管路施設の長寿命化 (事業費：約1億円)	調査・対策	調査	推進	→			
東部水再生センター施設の長寿命化 (事業費：約16億3千万円)	工事・設計 (電気・機械設備)	調査・設計	設計・工事	→			
ポンプ場施設の長寿命化 (事業費：約2億8千万円)	工事・設計 (井の頭ポンプ場 新川ポンプ場)	調査・設計		設計	工事	→	

2-(2)-① 「下水道再生計画」の推進(地震対策事業)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、下水道施設に大きな被害が発生し、地震対策事業の重要性を再認識したところです。震災時にも継続して使用可能な下水道施設をめざして、「下水道再生計画」に基づき、防災拠点周辺等の下水道管路、東部水再生センター及びポンプ場施設において、地震対策事業を推進します。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
下水道管路施設の調査及び耐震化	60施設 (防災拠点周辺、軌道下、河川下)	35施設	2施設	2施設	4施設	2施設	15施設
東部水再生センター施設の耐震化 (事業費：約2億4千万円)	工事・設計 (電気棟・汚泥棟・管理棟他)	調査	設計	工事設計	→	工事	工事
ポンプ場施設の耐震化	工事・設計 (井の頭ポンプ場・新川ポンプ場)	調査・設計	工事	調査	設計	工事	

2-(2)-② 都市型水害対策の推進

近年、多発する集中豪雨による「都市型水害」に対処するため、緊急を要する箇所に「雨水貯留管」等を整備するとともに、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する「道路雨水貯留浸透施設」を設置します。また、甲州街道付近の水害対策を調布市等と連携して推進するとともに、中原地区の中仙川改修工事を行う他、国や東京都、近隣区市との連携による対応を進めます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
都市型水害対策の推進 (事業費：約9億4千万円)	道路雨水貯留浸透施設・貯留管等の整備	整備	整備	→			
	甲州街道付近の対策	—	検討	推進	→		
	中仙川改修工事	—	工事	→			

3-(1)-① 雨水浸透ますの設置の推進

環境保全型都市をめざし、総合的な治水対策の一環として、貴重な環境資源である雨水を地下に浸透させ、河川や下水道本管への流出を極力抑制する雨水流出抑制型下水道への転換を図ることを目標に、公共施設・民間建築物・住宅等への雨水浸透ますの設置の推進を図ります。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
雨水浸透ますの設置の推進	75,500基 (累計)	60,726基	2,000基	2,000基	2,000基	2,000基	7,000基

4-(1)-① 東部処理区の流域下水道への編入の推進

平成21年7月に「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」に位置づけられた東部処理区の編入について、関係機関との協議を行い実施に向けて取り組みます。

	計画期間 (平成34年度)の目標	前期達成状況 (26年度末)	中期				後期 (31～34)
			27	28	29	30	
東部処理区の流域下水道への編入の推進	流域下水道への編入の推進	協議・推進	推 進 議	→			

VI 推進事業

2-(2)-③ 河川水害対策事業の要請

近年、中小河川の目標整備水準である時間50ミリを超える豪雨が増加していることから、これらの豪雨に対処していくため、東京都が現在進める目標整備水準（時間65ミリ降雨）に対応する河川整備を、早期に行うよう要請します。

2-(3)-① 「合流式下水道改善計画」の推進

市域の約8割を占める合流式下水道は、雨天時に雨水と汚水が混合された下水の一部が公共水域に流出し、河川などの水質のみならず環境・景観に影響を与えています。「合流式下水道改善計画」に基づき雨水浸透施設等を設置し、公共水域へ流出する回数の減少を図ります。

7-(1)-① 「多摩水道連絡会」を通じた東京都との連携強化

事務委託方式が平成23年度末ですべて解消され、水道事業を東京都水道局に移行しました。東京都及び関係機関との連携の強化を、引き続き「多摩水道連絡会」を通して図ります。

VII 関連個別計画

- 下水道経営計画2022
- 下水道再生計画
- 地域防災計画



東部水再生センター